

## 防火管理者の業務の外部委託等について

防火管理者となるべき管理監督的な者が遠隔地にいる等の理由で防火管理業務を適正に遂行することができない場合に、外部の者に必要な権原を付与し防火管理業務を委託することができます。

ただし、防火管理業務を外部に委託した場合でも管理権原者（責任者）は防火管理上の最終責任者となることにご注意ください。

※下記の要件を確認のうえ、管轄の消防署・出張所棟に事前にご相談ください。

### ○外部委託を認める場合の要件

次に掲げる 1～4 の事項すべてに適合している場合に防火管理業務の外部委託が認められます。

1 次の(1)から(4)のいずれかの防火対象物又は防火対象物の部分であること。

(1)	共同住宅又は複合用途の共同住宅部分
(2)	複数の防火対象物の管理権原者が同一である場合の当該防火対象物
(3)	次のいずれかに該当する場合
	ア 火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等(6項口)で収容人員10人未満のテナント
	イ 前アを除く特定用途(劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする用途)で収容人員30人未満のテナント
ウ 非特定用途(学校・工場・倉庫・事務所などの用途)で50人未満のテナント	
(4)	特定資産又は不動産特定共同事業契約に係る不動産に該当する防火対象物

2 管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが、次のいずれかの事由により防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないこと。

(1)	那覇市消防局管外に居住又は勤	(4)	所有者又は占有者が頻繁に変
-----	----------------	-----	---------------

	務している。		わる。
(2)	身体的な事由(高齢・病気等)がある。	(5)	従業員がいないか、又は極めて少ない。
(3)	日本語が不自由である。	(6)	その他消防署長が認める事由がある。

3 委託される防火管理者が総務省令で定める次の要件をすべて満たしていること。

(1)	管理権原者から必要な権限の付与が行われている。
(2)	管理権原者から「防火管理上必要な業務の内容」を明らかにした文書を交付されており、十分な知識を有している。
(3)	管理権原者から防火管理上必要な事項について説明を受けており、十分な知識を有している。

4 防火管理者の業務を補佐する者(防火担当責任者)が指定されていること。